

事例番号:300033

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第二部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

2) 今回の妊娠経過

妊娠 37 週 1 日 胎児心拍数陣痛図で一過性頻脈、基線細変動あり

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 37 週 3 日

13 時過ぎ 胎動不明のため搬送元分娩機関を受診

13:14- 胎児心拍数陣痛図で基線細変動減少、一過性頻脈消失あり

15:30 胎児仮死疑いの診断で当該分娩機関に母体搬送となり入院

4) 分娩経過

妊娠 37 週 3 日

16:10 胎児機能不全の診断で帝王切開により児娩出

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:37 週 3 日

(2) 出生時体重:2818g

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.405、PCO₂ 34.9mmHg、PO₂ 15.6mmHg、
HCO₃⁻ 21.4mmol/L、BE -2.1mmol/L

(4) Apgar スコア:生後 1 分 1 点、生後 5 分 7 点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(ハックル・マスク、チューブ・ハックル)、気管挿管

(6) 診断等:

出生当日 重症新生児仮死、心不全

(7) 頭部画像所見:

生後 41 日 頭部 MRI で、大脳基底核、視床に信号異常を認め、低酸素・虚血を呈した状態を認めた画像所見に矛盾しない

6) 診療体制等に関する情報

〈搬送元分娩機関〉

- (1) 施設区分: 診療所
- (2) 関わった医療スタッフの数
医師: 産科医 1 名
看護スタッフ: 助産師 1 名、看護師 2 名

〈当該分娩機関〉

- (1) 施設区分: 病院
- (2) 関わった医療スタッフの数
医師: 産科医 3 名、小児科医 2 名、麻酔科医 1 名
看護スタッフ: 助産師 1 名、看護師 1 名

2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、妊娠 37 週 1 日以降、妊娠 37 週 3 日までの間に生じた一時的な胎児の脳の低酸素や虚血による中枢神経障害であると考えられる。
- (2) 一時的な胎児の脳の低酸素や虚血の原因を特定することは困難であるが、臍帯血流障害の可能性はある。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

- (1) 搬送元分娩機関において、妊娠 37 週 3 日の受診後の胎児心拍数陣痛図の判読(頻脈、基線細変動減少と判読)と対応(超音波断層法の実施、胎児仮死の疑いと診断し当該分娩機関へ母体搬送としたこと)は一般的である。
- (2) 当該分娩機関到着後の対応(内診、血液検査、超音波断層法の実施)、および胎児機能不全のため帝王切開を決定し帝王切開実施に際して書面による同意取得を行ったことは一般的である。

- (3) 「原因分析に係る質問事項および回答書」によると、帝王切開の決定は15時35分の直前とされており、決定から約35分で児を娩出したことは適確である。
- (4) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。
- (5) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

3) 新生児経過

新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸、気管挿管、チューブ・バッグによる人工呼吸)は一般的である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

ア. 観察した事項や処置、それらの実施時刻に関しては、診療録に正確に記載することが望まれる。

【解説】本事例は受診時刻、母体搬送決定時刻や母体搬送の時刻の記載がなかった。観察事項や時刻は正確に記載する必要がある。

イ. B群溶血性連鎖球菌スクリーニングは今後、妊娠35週から37週に実施することが望まれる。

【解説】本事例では、妊娠34週に膣分泌物培養検査が実施されており、「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2008」に則った対応がされているが、「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2017」では、推奨時期が変更されているため、今後は妊娠35週から37週で実施することが望まれる。

(2) 当該分娩機関

なし。

2) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

なし。

(2) 当該分娩機関

事例検討を行うことが求められる。

【解説】 児が重度の新生児仮死で出生した場合や重篤な結果がもたらされた場合は、その原因検索や今後の改善策等について院内で事例検討を行うことが重要である。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

ア. 入院前(陣痛開始前)に発症した異常が中枢神経障害を引き起こしたと推測される事例を集積し、原因や発症機序についての研究を推進することが望まれる。

イ. 国・地方自治体に対して、妊娠中の B 群溶血性連鎖球菌スクリーニング⁶を、「産婦人科診療ガイドライン」で推奨する時期に公的補助下に一律に実施できる制度を構築するよう働きかけることが望まれる。

【解説】 「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2017」では、膣分泌物培養検査 (GBS スクリーニング) を妊娠 35 週から 37 週に実施することを推奨しているが、検査費用の公的補助制度によって同時期の実施が難しい地域がある。

(2) 国・地方自治体に対して

入院前(陣痛開始前)に発症した異常が中枢神経障害を引き起こしたと推測される事例の発症機序解明に関する研究の推進および研究体制の確立に向けて、学会・職能団体への支援が望まれる。